

ケアプランセンター NICO

(指定番号)

2775507904

居宅介護支援  
契約書

株式会社 Warote

## 居宅介護支援契約書

河野 正幸 様「以下 利用者」とします)とケアプランセンター NICO(以下「事業所」とします)は、居宅介護支援のご利用について次のとおり契約します。

### (契約の目的)

第1条 事業所は利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連携調整その他の便宜を図ります。

### (契約期間)

第2条 この契約期間は令和 8 年 3 月 10 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。なお、契約満了日までに、利用者から契約終了の申し出ない場合は、自動的に更新されるものとします。

### (介護支援専門員)

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にもその名前を文章で通知します。また、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立にケアマネジメントを行います。

### (サービス提供の記録)

第4条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画を支援します。

利用者やその家族は、介護支援専門員が「居宅サービス計画(ケアプラン)」に位置付ける居宅サービス事業所について下記の事項を介護支援専門員に求めることができます。

- ・複数の事業所の紹介を求める。
- ・当該事業所を居宅サービス(ケアプラン)に位置付けた理由を求める。

- 1 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- 2 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用者等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者サービスの選択を求めます。
- 3 提供されるサービス目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画原案を作成します。

- 4 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文章による同意を受けます。
- 5 その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(経過観察・再評価)

第5条 事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- 1 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- 2 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業所等との連絡調整を行います。
- 3 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じてサービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等必要な対応をします。

(施設入所への支援)

第6条 事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他を支援します。

(居宅サービス計画の変更)

第7条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

(給付管理)

第8条 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護認定等の申請に係る援助)

- 第9条
- 1 事業所は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
  - 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

(サービス提供の記録)

第10条 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。

- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 第12条1項から3項の規定により、利用者または事業者が解約を文章で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

(料金)

第11条 事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は重要事項説明書のとおりです。

(身分証の携行)

第12条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を呈示します。

(契約の終了)

- 第13条
- 1 利用者は事業者に対して、文章で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
  - 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1カ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
  - 3 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
  - 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
    - ・利用者が介護保険施設に入所した場合
    - ・利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)又は要支援と認定された場合
    - ・利用者が死亡した場合

(秘密保持)

- 第14条
- 1 事業所、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘守義務は契約終了後も同じです。
  - 2 事業所は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報サービスをサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

(賠償責任)

第15条 事業者は、サービス「」の提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

(相談・苦情対応)

第16条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者や利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(善管注意義務)

第17条 事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(本契約に定めない事項)

第18条 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。  
2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第19条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

以下の契約を証するため、本書を2通作成し、利用者、事業者が署名押印の上1通ずつ保有するものとします。

契約年月日 令和 年 月 日

**【利用者】**

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

**署名代行者**

利用者との関係 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

**【事業者】**

法人名 株式会社 Warote \_\_\_\_\_

住所 大阪府八尾市萱振町2丁目90番地の18 \_\_\_\_\_

代表者 兼子 広之 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

**【事業所】**

事業所 ケアプランセンター NICO \_\_\_\_\_

住所 大阪府八尾市萱振町2丁目90番地の18 \_\_\_\_\_

管理者 兼子 広之 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

事業所番号 2775507904